

総務財政委員会
令和5年9月19・20日
総務部 資料1番
所管 人事課

## 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正理由

育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に係る要件に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、条例を改正する。

### 2 改正概要

職員へのパートナーシップ制度の適用に伴う規定整備

### 3 施行日

令和5年11月1日

ただし、施行日前の準備行為については公布の日

### 4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年条例第43号）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成10年3月10日 第43号</p> <p>第1条から第9条まで（略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の<u>事情にある者を含む。</u>）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、<u>相互の人権を尊重し、</u>日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、配偶者又は2親等以内の親族その他規則で定める者で負傷、疾</p>	<p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成10年3月10日 第43号</p> <p>第1条から第9条まで（略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の<u>事情にある者を含む。</u>以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、配偶者又は2親等以内の親族その他規則で定める者で負傷、疾</p>

新	旧
<p>病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の<u>事情にある者を含む。</u>）又はパートナーシップ関係（<u>双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。</u>）の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>第3項（略） 第9条の3から第19条まで（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和5年11月1日から<u>施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>（施行前の準備）</u></p>	<p>病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の<u>事情にある者を含む。以下同じ。</u>）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>第3項（略） 第9条の3から第19条まで（略）</p>

新	旧
<u>2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の2第1項及び第2項に規定する深夜勤務の制限に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</u>	